169　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であって、細目告示第四十一条第二項第五号に掲げる自動車のうち、平成二十九年八月三十一日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成三十年八月三十一日、車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては平成三十一年八月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成二十八年十月一日（第五輪荷重を有する牽引自動車にあっては平成二十九年十月一日、車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては平成三十年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに平成二十八年九月三十日以前に平成二十七年改正告示による改正後の細目告示第四十一条第二項第五号の基準に適合するものとして、指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車除く。）は、同号の規定にかかわらず、完成検査等の際、平成二十七年改正告示による改正前の細目告示第四十一条第一項第二十一号の基準に適合するものであればよい。

第六十三条に次の四項を加える。

9　ガソリンを燃料とする原動機付自転車であって平成二十九年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であって平成二十八年十月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車を除く。）については、保安基準第六十一条の二第五項並びに細目告示第二百四十三条第二項第二号及び同条第四項、第二百五十九条第二項第二号及び同条第四項及び第二百七十五条第二項第二号及び同条第四項の規定は、適用しない。

10　ガソリンを燃料とする原動機付自転車（型式認定原動機付自転車（細目告示第二百四十三条第一項第二号の原動機付自転車を除く。）に限る。）であって平成二十九年八月三十一日以前に製作されたもの（輸入された原動機付自転車以外の原動機付自転車であって平成二十八年十月一日以降に認定を受けた型式認定原動機付自転車を除く。）は、細目告示第二百四十三条第一項第一号の規定にかかわらず、施行規則第六十二条の三第五項の検査の際、細目告示別添四十四「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）が、一酸化炭素については二・二、炭化水素については〇・四五、窒素酸化物については〇・一六を超えないものであればよい。

11　ガソリンを燃料とする原動機付自転車（型式認定原動機付自転車を除く。）は、細目告示第二百五十九条第二項第二号の規定にかかわらず、原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置を備えたものであればよい。なお、この場合にあっては、同告示第二百七十五条第二項第二号の規定を準用する。

12　ガソリンを燃料とする原動機付自転車（型式認定原動機付自転車を除く。）は、細目告示第二百五十九条第四項の規定にかかわらず、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実であり、かつ、当該装置に損傷がなければよいものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

1　はじめに中「約7,900万台」を「約8,000万台」に改め、「平成19年４月１日から施行される改正後の」を削り、３　定期点検の実施の方法(1)　四輪自動車などの表中

「

メーターリング・バルブの状態	2年	12月
配管の損傷	2年	12月

」

を

「

メーターリング・バルブの状態	2年	12月	12月
配管の損傷	2年	12月	12月

」

に改め、３　定期点検の実施の方法(2)　二輪自動車の表のブローバイ・ガス還元装置の項の次に次のように加える。

燃料蒸発ガス排出抑止装置	配管等の損傷	2年
	チャコール・キャニスタの詰まりと損傷	2年
	チェック・バルブの機能	2年

	○　ホース、パイプなどに損傷がないかを目視などにより点検します。
	○　チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検します。 ○　パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、吸気側マニホールドからきているホース側を強く吹いたとき通気しないことと、また大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検します。 ○　チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検します。
	○　チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検します。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十九号

自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第六百号）第三条第二項の規定に基づき、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）の一部を次のように変更したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第四条第三号の表中「細目告示」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○東北地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月一日

東北地方整備局長　縄田　正